

## 東日本大震災関連の取組について

### 〔愛知県地震対策有識者懇談会の開催〕

愛知県は「第2次あいち地震対策アクションプラン」に基づき、地震防災対策を進めています。今回の東日本大震災をしっかりと検証し、今後の地震防災対策のあり方について、各分野の有識者からお知恵をいただくため、愛知県地震対策有識者懇談会を開催することといたしました。私自身も出席し、直接お話を伺いたいと考えております。

### 〔愛知県被災者支援センターの設置について〕

東日本大震災によって愛知県に避難された被災者の皆様のニーズに対応し、県民の皆様や企業からの支援の声をボランティア活動などの具体的な活動につなげるため、愛知県東大手庁舎1階に「愛知県被災者支援センター」を設置することといたしました。

この支援センターについては、災害支援活動などの実績があるNPOに運営をお任せしたいと考えており、本日24日から、企画コンペによる運営事業者の公募を始めることとしました。

開設は6月中旬から来年3月までを予定しております。この支援センターの設置により、ボランティア希望者の活動の場の提供を始め、市町村域を超えた被災者の方々の交流事業、支援物資の円滑な提供など、様々な支援活動が展開できるものと考えております。

### **[海水の放射能測定について]**

早いところで6月19日、多くは7月1日に海開きになります。

夏に向けて海水浴など、県民の方々が海と触れ合う機会が増えることから、県民の方々に安心していただくため、海水浴場の水質調査を行っていますが、さらに5月30日から、県内にあります全ての海水浴場（22地点）と、伊勢湾・三河湾の沖合い（5地点）で海水の放射能を測定します。

測定結果については、結果が取りまとめ次第、皆様にご報告します。

### **[サポート資金（震災復興）の創設]**

今回の震災により、本県の中小企業は大きな影響を受けております。このため、県としては、4月26日には、「あいちガンバロー資金」を創設し、また、5月23日には、当初の融資枠に1,000億円を追加し、総額2,000億円としたところです。

さらに、この度、国が「東日本大震災復興緊急保証制度」を創設したことを受け、昨日（5月23日）から、これに対応する「サポート資金（震災復興）」の取り扱いを開始いたしました。

新たな資金は、当面のつなぎ資金を供給する「あいちガンバロー資金」では応えられない、大口や長期の資金ニーズや借換えニーズにも対応するものとしており、今後は、ガンバロー資金と震災復興資金を合わせて、中小企業の資金繰りをきめ細かく支援してまいります。

平成 23 年 5 月 24 日(火)  
愛知県防災局防災危機管理課  
政策・啓発グループ  
担当 宇佐見、齊藤  
内線 2505、2506  
ダイヤル 052-954-6190

## 愛知県地震対策有識者懇談会を開催します

愛知県では、「第 2 次あいち地震対策アクションプラン」に基づき地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していますが、平成 23 年度に同プランの中間目標年度を迎えるにあたり、東日本大震災を踏まえた今後の地震防災対策のあり方について、地震防災に係る各分野の有識者から意見を聴き助言を受ける等のため、愛知県地震対策有識者懇談会を次のとおり開催します。

- 1 開催日時  
平成 23 年 6 月 6 日（月）午後 2 時 45 分から
- 2 場所  
愛知県議会議事堂 1 階 ラウンジ  
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
- 3 議題  
東日本大震災を踏まえた今後の地震防災対策のあり方について

- 会議は公開で行います。
- 会議には知事が出席の予定です。
- 傍聴を希望される方は、当日の午後 2 時 25 分から午後 2 時 35 分まで、会場で傍聴の申込みを受け付けます。傍聴人の定員は 10 名で、定員を超えた場合は抽選により傍聴人を決定します。抽選でもれた方については、傍聴していただくことはできませんので、あらかじめご承知ください。

### 参考

- 1 愛知県地震対策有識者懇談会設置要綱
- 2 愛知県地震対策有識者懇談会委員名簿
- 3 第 2 次あいち地震対策アクションプランの概要

## 愛知県地震対策有識者懇談会設置要綱

### (趣旨)

第1 第2次あいち地震対策アクションプランの中間目標年度に当たり、東日本大震災を踏まえた見直し等について、地震防災に係る各分野の専門的な立場の有識者から意見を聴き、助言を受けること等を目的として、愛知県地震対策有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (懇談事項)

第2 懇談会は、第2次あいち地震対策アクションプラン策定後の社会状況の変化、東日本大震災の課題を踏まえた見直しのあり方等について、知事に意見を述べ、助言等を行う。

### (委員)

第3 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。  
2 委員の任期は、委嘱の日から平成25年6月30日までとする。

### (座長)

第4 懇談会に座長を置き、委員のうちから知事が指名する。  
2 座長は、懇談会を招集し、議事を主宰する。

### (庶務)

第5 懇談会の庶務は、愛知県防災局防災危機管理課において処理する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は、平成23年4月20日から施行する。

愛知県地震対策有識者懇談会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属
あおき しんいち 青木伸一	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系教授・系長
うちだ としひろ 内田俊宏	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 エコノミスト
おがわ かつろう 小川克郎	名古屋産業大学大学院環境マネジメント研究科教授 (名古屋大学名誉教授)
おぐり こうじ 小栗宏次	愛知県立大学情報科学共同研究所所長・情報科学部情報科学科 教授
かただ とし たか 片田敏孝	群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授・ 広域首都圏防災研究センター長
くり た のぶ ゆき 栗田暢之	特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事
しげかわ きしえ 重川希志依	富士常葉大学大学院環境防災研究科教授
はやし よし つく 林良嗣	名古屋大学交通・都市国際研究センター長・大学院環境学研究 科教授
ふく わ のぶ お 福和伸夫	名古屋大学大学院環境学研究科教授
まさ き かず あき 正木和明	愛知工業大学工学部都市環境学科教授

# 第2次あいち地震対策アクションプランの概要（19年2月策定、21年3月 孤立集落対策追加） 22.4.1

## アクションプラン策定の背景

東海地震や東南海地震など大規模地震の発生が危惧される中、地震防災対策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画を策定して推進する必要がある。

## 第2次アクションプランのポイント

地震被害（死者数及び経済被害額）の半減をめざす行動計画

- ①国の地震防災戦略と県の「新しい政策の指針」を踏まえ、26年度まで（第2次アクションプランの計画期間の終了時）に、本県の被害想定に基づく死者数及び経済被害額を半減とする「減災目標」を設定した。
- ②「減災目標」の達成に必要な項目ごとに、達成すべき数値目標、時期を具体的に定めた目標（具体目標）を設定し、その目標を達成するために実施する、住宅の耐震化の促進などの施策（アクション項目）を重点的に実施することとした。
- ③また、防災協働社会の形成に向けた県民運動を展開して、地域の防災力の強化を図ることとした。

## 第2次アクションプランの基本的事項

- 【テーマ】 地震に強い愛知県をめざして
- 【理念】 防災協働社会を形成し、地震被害を軽減する
- 【根拠】 愛知県地震防災推進条例第9条に基づく県の行動計画
- 【計画期間】 平成19年度から26年度までの8年間
- 【施策体系】 3つの目標 8（7）の施策の柱 36（33）の対策アクション  
2.1.1（20.1）のアクション項目

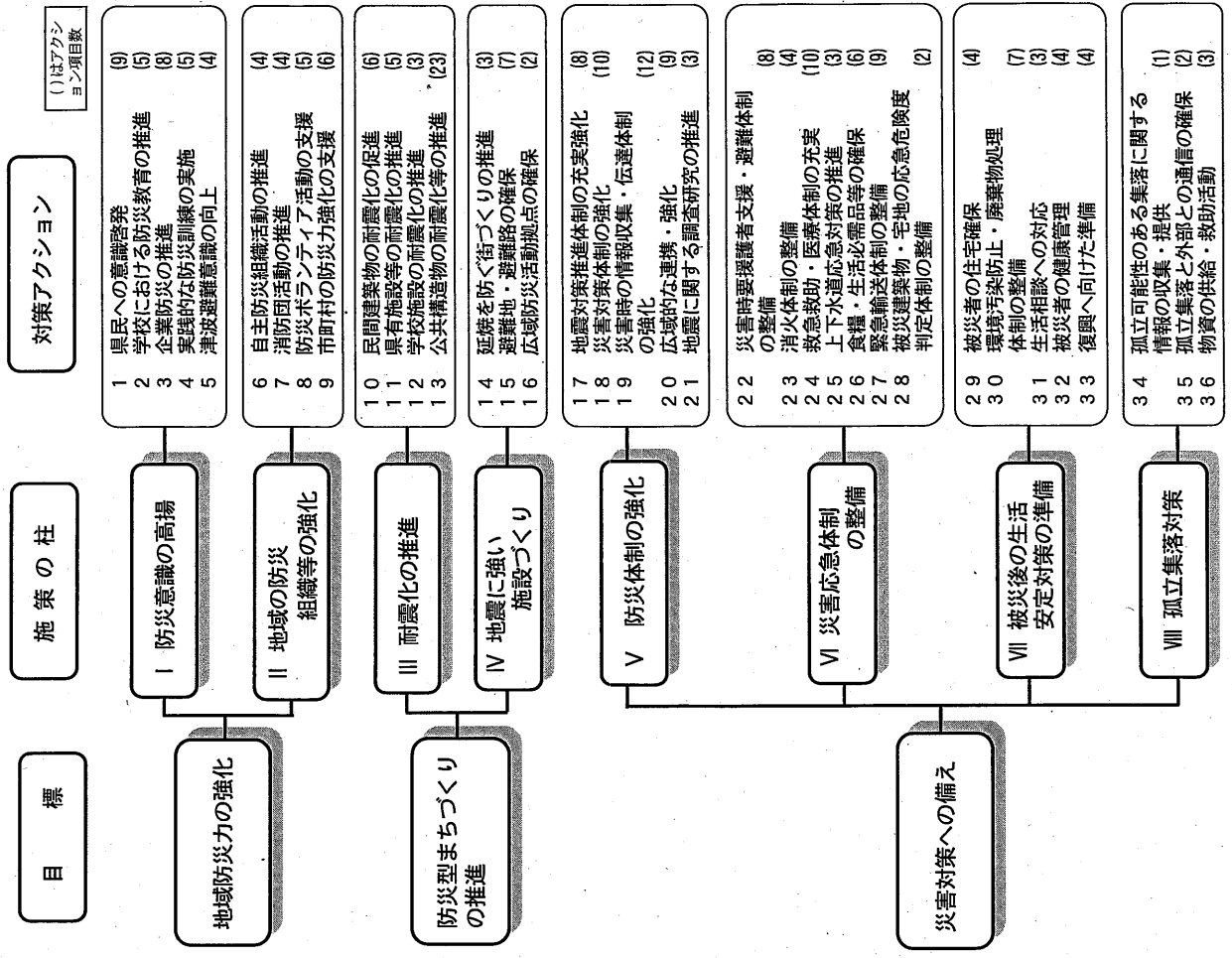
- ・第1次アクションプランを継続・ステップアップして実施する項目 175項目
- ・新規に実施する項目 36（26）項目

※（ ）内の数字は、第2次アクションプラン策定時（平成19年2月策定）  
【目標の設定】・死者数及び経済被害額の半減を達成するため、住宅の耐震化（耐震化率78%→約90%）など14項目の具体目標を設定  
・アクション項目ごとに可能な限り数値目標を設定  
・目標達成の確実性を図るため、23年度までの5年間の達成目標を設定

## 第1次アクションプランの概要（14年11月策定）

- 【テーマ】 地震に強い愛知県をめざして
- 【理念】 地震の発生は不可避でも震災は軽減できる
- 【根拠】 愛知県地震防災推進条例第9条に基づく県の行動計画とみならず（条例は16年4月施行）平成14年度から18年度の5年間
- 【計画期間】 アクション項目に可能な限り数値目標を設定
- 【数値目標】 3つの目標 7つの施策の柱 40の対策アクション 237のアクション項目 228項目
- 【施策体系】 アクション項目237項目のうち 目標を達成した項目 228項目
- 【実績】 アクション項目237項目のうち 目標の達成が不十分だった項目 9項目

＜施策体系＞



( )はアクション項目数

平成 23 年 5 月 24 日 (火)  
愛知県被災者地域支援対策本部  
被災者受入対策プロジェクトチーム  
担当 丹羽・松井 内線 5381、5383  
ダイヤル 052-954-6724

## 愛知県被災者支援センター運営事業の委託先を募集します

東日本大震災によって本県に避難された方々の広域的なニーズに対応するとともに、県民の皆様や企業などからの受入被災者に対する支援の声を具体的な活動につなげるため、愛知県東大手庁舎 1 階に「愛知県被災者支援センター」を設置します。

今回、このセンターの運営を行う N P O 等を企画コンペにより募集します。

### 1 事業目的

市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげる。

### 2 委託事業の内容

- (1) 市町村が行う受入被災者支援のバックアップ業務
- (2) 受入被災者からの広域的なニーズへの対応業務
- (3) 県民、企業等からの広域的な支援希望への対応業務
- (4) その他上記業務に共通、関連、付随する業務

### 3 委託期間

契約締結の日（平成 23 年 6 月中旬を予定）から平成 24 年 3 月 31 日まで

### 4 委託金額の上限

30,000,000 円（消費税等を含む）

### 5 事業実施日程

事業実施日程は、次のとおりとする。

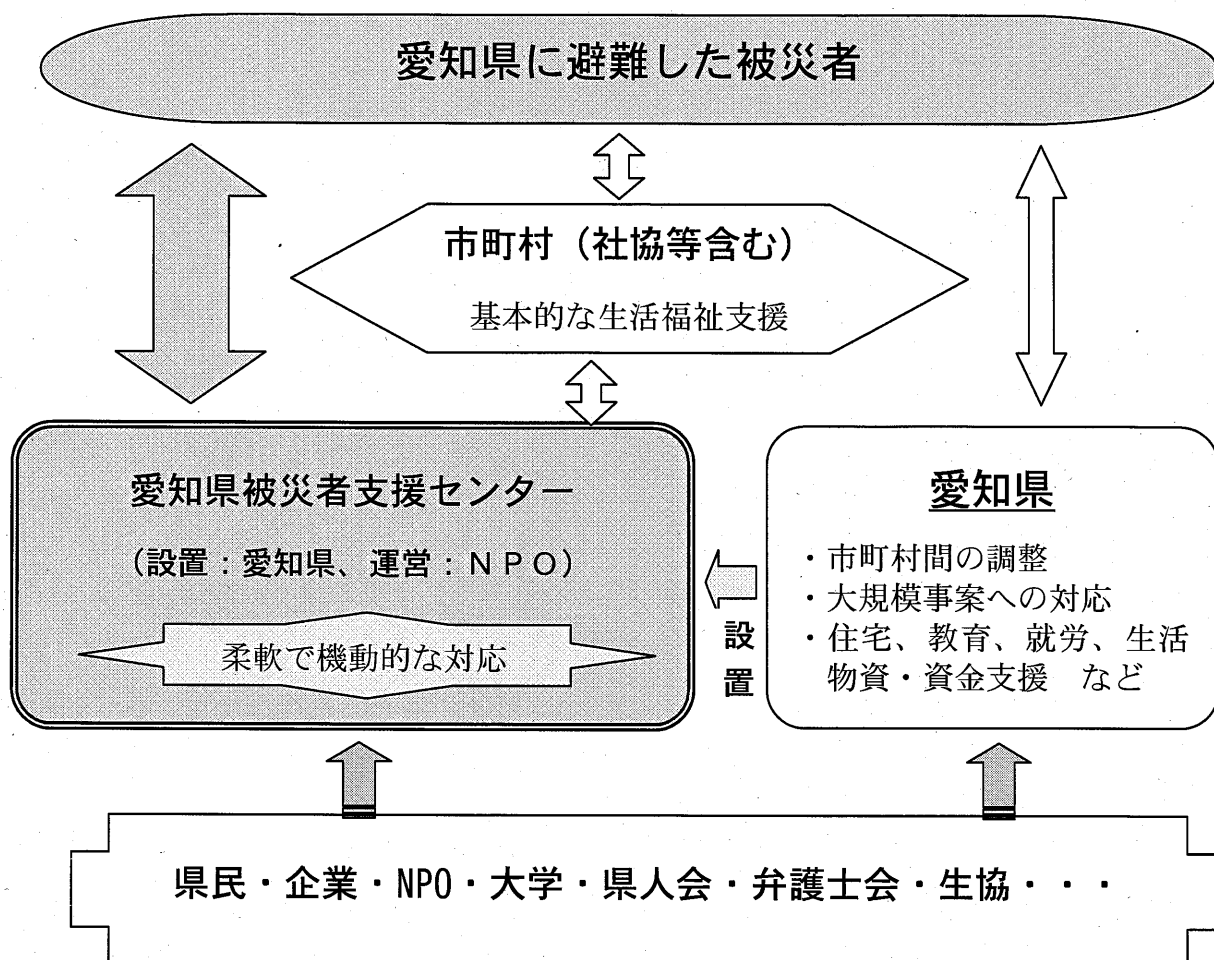
- (1) 平成 23 年 5 月 24 日 事業委託募集要領公表、公募開始
- (2) 同年 6 月 2 日 実施提案書提出期限
- (3) 同年 6 月 6 日 委託団体選定委員会開催、委託団体決定
- (4) 同年 6 月中旬 契約締結、事業開始
- (5) 平成 24 年 3 月下旬 事業終了、実績報告書等の提出

### 6 その他

別添の募集要領は、ネットあいち（愛知県公式 Web サイト）の新着情報に本日から掲載します。

(参考)

ニーズ把握、支援実施の流れ (イメージ)



## (通則)

第1 愛知県被災者支援センター運営事業は、県が愛知県東大手庁舎1階に設置する「愛知県被災者支援センター」の運営を行うことで、市町村や地域のみでは対処できない東日本大震災の受入被災者の広域的なニーズに対応するとともに、県民、企業等の支援の声を具体的な活動につなげることを目的とする。

なお、本事業の実施にあたっては、新しい公共支援事業実施要領及び愛知県財務規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## (事業の内容)

第2 NPO・ボランティアの機動力、ネットワーク等の特性を活かして、「愛知県被災者支援センター」の運營業務を行う。

具体的な業務の内容は下記のとおりとする。

- (1) 市町村が行う受入被災者支援のバックアップ業務
- (2) 受入被災者からの広域的なニーズへの対応業務
- (3) 県民、企業等からの広域的な支援希望への対応業務
- (4) その他上記業務に共通、関連、付随する業務

## (委託期間)

第3 委託期間は契約の日から平成24年3月31日までとする。

## (委託金額)

第4 委託金額の上限は、30,000,000円(消費税等を含む。)とする。

## (事業実施の要件)

第5 新しい公共支援事業実施要領に基づき、事業実施の要件は下記のとおりとする。

- (1) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。
- (2) 新しい公共の担い手など地域からの提言をもとに、NPO等と愛知県が連携する事業であること。
- (3) 多様な担い手(NPO等、企業、行政を可能な限り含む。)が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。

なお、事業成果が一時的なものとならないように、本事業終了後も本会議体を活用した取組を継続させること。

## (委託の方法)

第6 公募により広く事業実施提案を募り、県が設置する委託団体選定委員会において最も優れた事業提案者として選定された者と業務仕様を協議した上で、委託契約を締結する。

## (応募者の資格)

第7 応募者は、以下の条件を全て満たす者であること。

- (1) 特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であって、自発的、主体的に活動を行う組織、団体であり、県内に事務所を有すること。
- (2) 災害被災者支援に関する実績と知識を有する団体であること。
- (3) 市民活動センターなど過去に類似の支援センター運營業務を実施した実績を有する団体で、支援センター運営に必要な能力を有する者を従事させることができる団体であること。
- (4) 特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。

なお、上記(1)から(4)を満たす複数の団体からなる共同事業体による応募も可能とする。共同事業体で応募する場合は、事業実施提案書に別途記載事項があるので、事前に申し出ること。

## (応募の手続き)

第8 応募者は以下により事業実施提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

- (1) 書式 別途指定する様式(A4判・縦置き・片面の用紙に5枚以内で作成すること。)ただし、以下に該当する場合は、それぞれに掲げる添付書類をあわせて提出すること。
  - ① 設立1年以上の法人格のない団体  
団体の定款(会則)、役員名簿、直近の事業報告書及び収支計算書
  - ② 設立1年未満の法人格のない団体  
団体の定款(会則)、役員名簿、平成23年度の事業計画書及び収支予算書
  - ③ 設立1年未満の特定非営利活動法人(愛知県認証法人を除く。)  
平成23年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 提出部数 7部(原本1部、写し6部)ただし、添付書類は1部で可
- (3) 提出期限 平成23年6月2日(木)午後5時30分必着
- (4) 提出場所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎6階  
愛知県被災地域支援対策本部  
被災者受入対策プロジェクトチーム生活福祉班
- (5) 情報公開の取扱い  
提出のあった事業実施提案書は、次のとおり取り扱う。
  - ① 採用となった事業実施提案書については、あいちNPO交流プラザの情報コーナーにおいて誰でも閲覧できるものとする。
  - ② 不採用となった事業実施提案書について情報公開請求があった場合は、事業実施提案者の意見を踏まえた上で県が判断する。
- (6) その他
  - ① 事業実施提案書作成に必要な費用については、各提出者の負担とする。
  - ② 提出のあった各事業実施提案書については返還しない。
  - ③ 採用された事業実施提案書の著作権については、県に帰属するものとする。

(提案の審査及び委託先の決定)

第9 提出のあった事業実施提案の中から、有識者等及び行政職員で組織する委託団体選定委員会が優秀事業実施提案を1点選定し、その提案者と業務仕様を協議したうえで、委託契約を締結する。

選定にあたっては、次の審査基準を基に、事業実施提案書による書類審査を行う。

- (1) 事業実施能力
- (2) 現状把握
- (3) 企画提案内容の的確性

(事業実施団体の義務)

第10 事業実施団体の義務は下記のとおりとする。

- (1) 別途指定する標準開示フォーマットを用いて、自団体のウェブサイトにおいて団体情報を開示するとともに、愛知県のウェブサイト及び全国共通のデータベースにおいて、掲載するために必要な資料を提出すること。
- (2) 事業終了後、速やかに、事業に係る成果をとりまとめ、県に報告書を提出すること。
- (3) 事業実施による効果について検証するため、事業終了後、実施結果について自己評価を行うこと。
- (4) 委託事業の経理を明確にするため、委託事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。  
支出については、その支出内容を証する書類(領収書等)を整備して、会計帳簿とともに平成29年3月31日まで保存すること。

(委託団体選定委員会の開催)

第11 委託団体選定委員会を下記のとおり開催する。

(1) 日時 平成23年6月6日(月)

開催時間については、後日提案者に通知する。

(2) 場所 名古屋市東区上堅杉町1 ウィルあいち2階 あいちNPO交流プラザ

(委託料の支払)

第12 委託料の支払方法については、県と委託先との協議により決定する。

(事業実施日程)

第13 事業実施日程は、次のとおりとする。

- |                |                    |
|----------------|--------------------|
| (1) 平成23年5月24日 | 事業委託募集要領公表、公募開始    |
| (2) 同年6月2日     | 実施提案書提出期限          |
| (3) 同年6月6日     | 委託団体選定委員会開催、委託団体決定 |
| (4) 同年6月中旬     | 契約締結、事業開始          |
| (5) 平成24年3月下旬  | 事業終了、実績報告書等の提出     |

(実施細則)

第14 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は平成23年5月24日から施行する。

問い合わせ先

愛知県被災地域支援対策本部 被災者受入対策プロジェクトチーム 生活福祉班

電話 052-954-6726 / FAX 052-954-6938

e-mail [hisaisyaukeire@pref.aichi.lg.jp](mailto:hisaisyaukeire@pref.aichi.lg.jp)

平成23年5月24日(火)  
愛知県環境部環境活動推進課  
環境リスク対策グループ  
担 当 大村、林  
内 線 3023、3025  
ダイヤル 052-954-6212

愛知県健康福祉部健康担当局生活衛生課  
環境衛生・検査管理グループ  
担 当 高橋、吉兼  
内 線 3258、3259  
ダイヤル 052-954-6299

## 海水の放射能を測定します

海水浴など県民の方々が海と触れ合う機会がこれから増えてくることから、愛知県では、伊勢湾・三河湾等の沖合い及び県内全ての海水浴場において、海水の放射能を測定します。

なお、測定結果は、まとまり次第、公表します。(6月中旬の予定)

### 1 実施地点(別紙のとおり)

#### (1) 沖合い(環境部担当)

伊勢湾・三河湾等の公共用水域 5地点

#### (2) 海水浴場(健康福祉部担当)

県内全ての海水浴場 22地点

### 2 実施期間

平成23年5月30日(月)から6月10日(金)まで

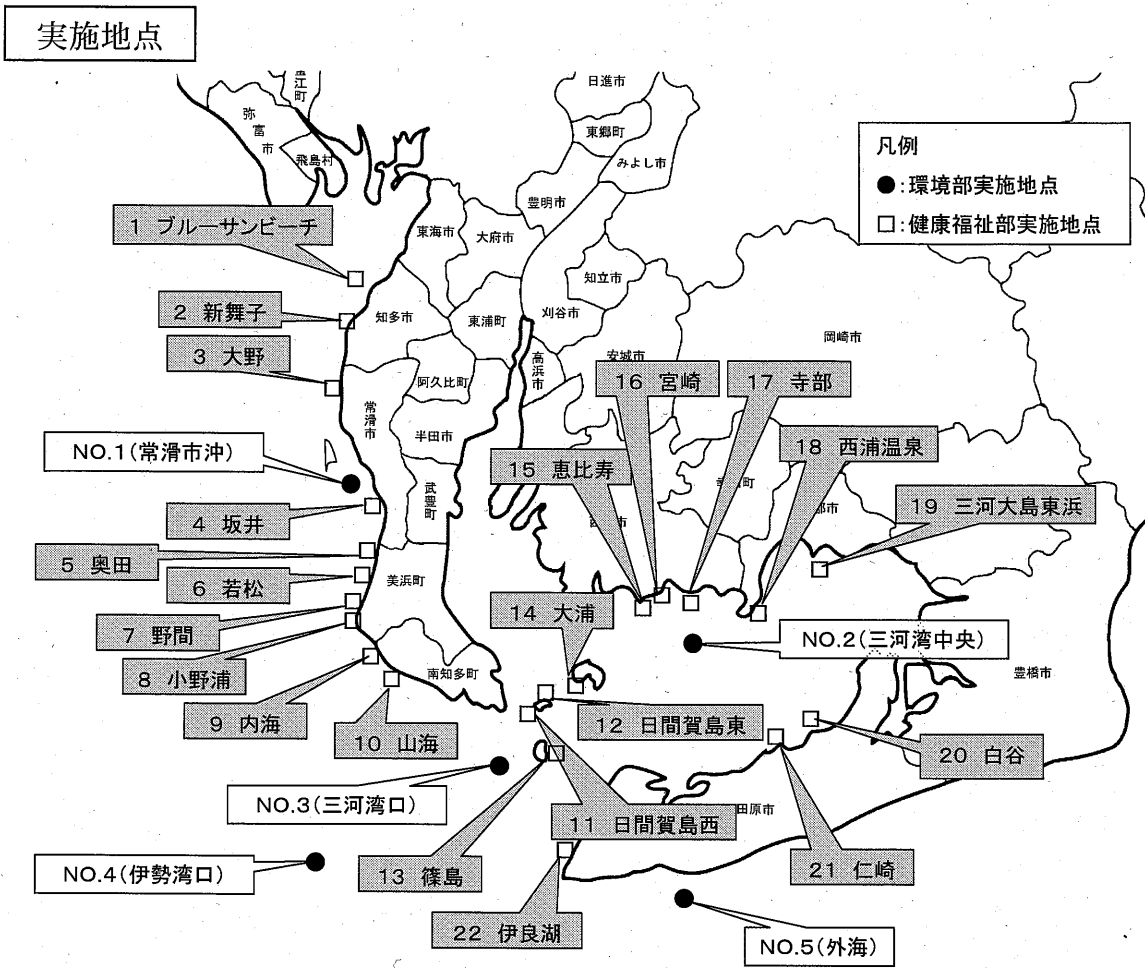
### 3 実施方法

(1) 沖合いについては、環境部が、農林水産部(愛知県水産試験場)所属の調査船を使用して採水します。

(2) 海水浴場については、健康福祉部が、民間の調査船を借り上げて採水します。

### 4 測定機関

愛知県環境調査センター・衛生研究所(名古屋市北区)



担当	地点	担当	地点
環境部	NO. 1(常滑市沖)	健康福祉部	10 山海
	NO. 2(三河湾中央)		11 日間賀島西
	NO. 3(三河湾口)		12 日間賀島東
	NO. 4(伊勢湾口)		13 篠島
	NO. 5(外海)		14 大浦
健康福祉部	1 ブルーサンビーチ		15 恵比寿
	2 新舞子		16 宮崎
	3 大野		17 寺部
	4 坂井		18 西浦温泉
	5 奥田		19 三河大島東浜
	6 若松		20 白谷
	7 野間		21 仁崎
	8 小野浦		22 伊良湖
	9 内海		

## 東日本大震災復興緊急保証制度に対応した震災復興資金を創設します

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に係る経営の安定に必要な資金について特別の助成に関する措置を講じることを目的とした、国の「東日本大震災復興緊急保証制度」が平成23年5月23日(月)に実施されます。

本県では、すでに震災対策として、既存資金の拡充や緊急つなぎ資金(あいちガンバロー資金)の創設を行っておりますが、さらに中小企業者の資金繰りに万全を期すため、この保証制度に対応した資金を創設し、同保証制度の運用開始日と同日(5月23日(月))に取り扱いを開始します。

### 1 新資金名

「サポート資金【震災復興】」(経済環境適応資金)

### 2 概要

(1) 融資条件	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者として、その住所地を管轄する市町村長の証明又は認定を受けていること												
(2) 融資限度額	2億8,000万円												
(3) 資金使途	運転資金・設備資金												
(4) 融資期間 ・利率	<table> <tr> <td>設備・運転</td> <td>3年</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>設備・運転</td> <td>5年</td> <td>年1.3%</td> </tr> <tr> <td>設備・運転</td> <td>7年</td> <td>年1.4%</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>10年</td> <td>年1.5%</td> </tr> </table>	設備・運転	3年	年1.1%	設備・運転	5年	年1.3%	設備・運転	7年	年1.4%	設 備	10年	年1.5%
設備・運転	3年	年1.1%											
設備・運転	5年	年1.3%											
設備・運転	7年	年1.4%											
設 備	10年	年1.5%											
(5) 担 保	無担保保証枠は8,000万円												
(6) 保 証 人	原則として、法人の代表者以外は不要												
(7) 保証料率	0.72%(一律)												
(8) 申 込 先	県融資制度取扱金融機関(県内40の金融機関各店舗)												

### 3 実施期間

平成23年5月23日(月)から平成24年3月31日(土)(貸付実行)まで

(参考)

『東日本大震災復興緊急保証』の対象者等の概要

区分	対象者	要件
特定被災区域 (注1)	①地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者又は原発事故に係る警戒区域等(注2)内に事業所を有する中小企業者	罹災証明書又は商業謄本等
	②震災の影響により業況が悪化しており、震災後3か月(注3)の売上高等が前年同期比▲10%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定
特定被災区域以外	③特定被災地域内の事業者との取引により、震災後3か月の売上高等が前年同期比▲10%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定 (+理由書)
	④震災に起因した風評被害による契約の解除等の影響により、震災後3か月の売上高等が前年同期比▲15%以上減少している中小企業者	市区町村長の認定 (+理由書)

注1) 特定被災区域(政令指定): 災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

注2) 警戒区域等: 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

注3) 震災後3か月の売上高等は、3か月の実績集計前の場合、1か月の実績+2か月の見込を含む3か月でも可。

愛知県融資制度 震災対策関係資金比較表 (経済環境適応資金)

資金名	サポート資金 (震災復興)	あいちガパンバロー資金	サポート資金 (セーフティネット)	サポート資金 (経済対策特別)
実施期間	平成23年5月23日から 平成24年3月31日まで	平成23年4月26日から同年9月30日まで	平成23年4月1日から	平成23年3月17日から同年9月30日まで
融資対象要件	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する中小企業者として、その住所を管轄する市町村長の証明又は認定を受けていること	東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、売上高等)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること	中小企業信用保険法第2条第4項第1、2、5、6号の認定を受けている中小企業者(※認定機関は市町村) 【第5号認定の対象となる方】(平成23年度上半期) ○ 国の指定する業種に属する事業を行っていること。(例外業種を除く、全業種) ○ 次のいずれかの要件を満たす中小企業者。 ・最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること ・製品等の売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が、20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等に転嫁できていないこと ・平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	以下のいずれかに該当する中小企業者 ・最近3か月間の月平均売上高総利益額(粗利益)が、前年同月又は2年前同月に比べて3%以上減少していること ・東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高又は売上高総利益額(以下、売上高等)が、前年同月又は2年前同月の売上高等に比べて減少していること
資金使用 ・融資限度額	設備資金・運転資金 2億8,000万円	運転資金 5,000万円	設備資金・運転資金 8,000万円	設備資金・運転資金 1億円
融資期間 ・利率	設備・運転 3年 年1.1% 設備・運転 5年 年1.3% 設備・運転 7年 年1.4% 設備 10年 年1.5%	運転 3年 年1.5%	設備・運転 3年 年1.4% 設備・運転 5年 年1.5% 設備・運転 7年 年1.6%	設備・運転 3年 年1.5% 設備・運転 5年 年1.6% 設備・運転 7年 年1.7% 設備 10年 年1.8%
担保・保証人	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定	保証協会所定
信用保証料	保証料率0.72%(一律)	保証料率0.38%~1.74% ※県が契約時の保証料を全額補助、中小企業者の負担ゼロ	保証料率0.79%(一律)	保証料率0.37%~1.74% (一般の信用保証料率に比べて0.19%~0.07%の優遇)
無担保保証枠	別枠で8,000万円	通常8,000万円。ただし、愛知県信用保証協会が認めれば、無担保信用保証枠の利用が8,000万円以上の中小企業者でも。更に、本制度の融資限度額5,000万円を全て無担保で保証することも可能。	別枠で8,000万円	通常8,000万円。ただし、愛知県信用保証協会が取扱い可能と判断した場合、1億2,000万円まで無担保で保証が可能。
信用保証枠の別枠	別 枠	一般保証枠	別 枠	一般保証枠
責任共有制度	対象外 (信用保証協会100%リスク負担)	対象 (金融機関20%、信用保証協会80%リスク負担)	対象外 (信用保証協会100%リスク負担)	対象 (金融機関20%、信用保証協会80%リスク負担)